

シリーズ「私たちの防災」 ～災害から「私たち」を守るために～

— 連載のお知らせ —

町では、いつ起きてもおかしくないあらゆる災害に対し、日ごろから災害への十分な備えをしていく大切さを深めていくため、防災に関する情報をシリーズ化し、掲載（6回連載）していきます。

その時、私たち町民は「どのような行動を取ればいいのか？」みんなで考えていきましょう！

《シリーズの予告》

- No. 1 日頃からの心構え～災害時におけるキーワード
- No. 2 あらゆる災害に備える～風水害編
- No. 3 あらゆる災害に備える～地震編
- No. 4 あらゆる災害に備える～津波編
- No. 5 “いざ”という時に～避難編
- No. 6 “いざ”という時に～総集編



※掲載内容は、変更する場合がありますのでご了承ください。

□今、町では… 防災に関してこんな事をしています！

- ・各種計画の見直しや策定（地域防災計画、津波ハザードマップ、津波避難計画等）
- ・公共施設等への海拔（海面からの高さ）表示や防災資機材等の整備
- ・防災訓練の実施、自主防災組織等の育成支援、国や北海道への防災事業要望 など

□日頃から身近な防災… 「防災に関する日」ってあるの？

制定した名称と期間		制定の由来
水防月間	6月1日 ～30日	1986年（昭和61年）の台風10号による、出水の際の懸命な水防活動を契機として、水防活動が極めて重要であることが再認識されたため、昭和62年度から国が毎年出水期前の5月（北海道は6月）を水防月間とし、水防の重要性を周知すること等を目的としています。
土砂災害防止月間	6月1日 ～30日	1982年（昭和57年）7月に発生した豪雨を契機として国が1983年（昭和58年）に制定し、土砂災害が発生しやすくなる梅雨時を目前にして、土砂災害による人命、財産を守ることを目的に啓発活動や危険区域の点検等を実施しています。
防災の日	9月1日	1960年（昭和35年）6月11日の閣議で、9月1日を防災の日とすることが了解されたことに始まります。この日とした経緯は、関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では210日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもあり、また、1959年（昭和34年）9月26日の「伊勢湾台風」により戦後最大の被害を被ったことが契機となって、地震や風水害等に対する心構え等を育成するために創設されました。 ちなみに、毎年8月30日から9月5日までの期間を「防災週間」とし、防災に関する行事を全国的に実施しています。
津波防災の日	11月5日	2011年（平成23年）3月の東日本大震災を受けて、同年6月に国が成立した「津波対策推進法」で定められた日。この日は当初、東日本大震災が発生した3月11日とする方向でしたが、1854年の安政南海地震での「稲むらの火」の故事にちなみ、同地震と津波の発生日である11月5日としました。
防災とボランティアの日	1月17日	1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、災害ボランティア活動の役割が再認識され、多くのボランティアが自主的な活動を展開し、その役割が大きくクローズアップされました。この震災を契機に同年12月の閣議で、ボランティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強化を図る目的で制定が決定され、1996年（平成8年）から実施されました。この日を中心に前後3日を含む計7日間（1月15日～21日）が「防災とボランティア週間」と定められています。

